

2018年5月29日

## 民法の一部を改正する法律案への討論

立憲民主党・市民クラブ 松田功

立憲民主党の松田功です。私は立憲民主党・市民クラブを代表して、ただいま議題となりました民法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論いたします。

本法律案は、民法上の成年となる年齢を20歳から18歳に引き下げ、女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げるものです。

女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げることは、男女平等の観点からも、重要でありま

す。

しかしながら、問題は成年年齢の引下げです。

成年年齢引下げの重要なポイントは次の2点です。

一つは「未成年者取消権」が使える年齢が下がり、18歳・19歳の若者は、親の同意がなくても一人で高額の商品を購入するなどの契約ができるようになる一方、未成年者であることを理由に契約の取消ができなくなることです。

もう一つは「親権」の対象となる年齢が下がり、18歳・19歳の若者は、親の管理のもとに置かれることがなくなることです。

この内容が十分に知られているとは言えない中で、なぜ今、急いで成年年齢を18歳に引き下げるのでしょうか。

以下、反対の理由を申し上げます。

まず、本法案の立法事実、すなわち改正の必要性や目的が見えないということです。

この点に関する委員会における政府答弁では、成年年齢引下げの意義として「若者の大

人としての自覚を高め、自立を促す」「積極的な社会活動を促す」「自己決定権を尊重する」といった、抽象的な説明が中心でした。

しかしこれは、改正が必要であるという明確な根拠・必要性、立法事実とは言えません。

むしろ、若者の自立を支える施策が実現していないにもかかわらず、取消権を奪い親権から外すことは、若者にとってマイナスの影響の方が大きいのではありませんか。

委員会の議論を通じて、今、是非、改正しなければならないという根拠・必要性が、政府からはっきり示されることはありませんでした。

また、内閣府の世論調査によると、未成年者取消権に 8 割、親権について 7 割が反対となっており、成年年齢の引下げが国民に望まれているとは考えられません。

次に、今回の改正のベースとなった平成 21 年の法制審議会の答申が求めた条件が満たされておりません。

答申は成年年齢を 18 歳に引き下げるのは適当としながらも、そのタイミングについては「若年者の自立を促すような施策や、消費者被害拡大のおそれの問題点の解決に資する施策が実現されること」「これらの施策の効果が十分に発揮されること」「それが国民の意識として現れたこと」という 3 つの条件を示しました。

しかし、今国会で審議中の消費者契約法改正案は若年消費者保護の観点からは不十分であります。

また、学校における消費者教育も、文部科学省の調査によれば、成年年齢引下げをふまえて消費者教育を新規・拡大した現場は 1 割に満たないことが明らかになりました。

必要な施策が実現されていないのに、効果の発揮や国民意識の変化があるわけもなく、法制審が提示した条件は全く満たされていないことが、委員会質疑で明らかになりました。

次に、各方面から最も懸念されているのが、18 歳・19 歳に対する消費者被害の拡大です。

現在、若者の消費者被害は 20 歳を境に急増します。それは未成年者取消権という「防波堤」がなくなった直後の若者たちが、悪質業者のターゲットとなっているからです。

今、成年年齢を引き下げれば、未成年者取消権がなくなる 18 歳・19 歳の若者が新らた

なターゲットとなるのは、火を見るより明らかです。

成年年齢を引き下げれば、現在の未成年者取消権に相当する強い若年消費者保護策が求められますが、担保されていません。

今国会で審議中の消費者契約法改正案は、一部修正の上、衆議院本会議で可決されました。

消費者保護施策としては一歩前進とは思いますが、若者をターゲットとする現代の多様かつ巧妙な「つけこみ型悪徳商法」を十分にとらえきれておらず、未成年者取消権の対象からはずれる18歳・19歳を消費者被害から守るという点では、不十分だと考えます。

消費者保護に関する特定商取引法・割賦販売法・貸金業法における若年者保護の強化も予定されていません。

このまま進めるのは、18歳・19歳の消費者を、みすみす悪質業者の手に渡すようなものだと言わざるを得ません。

消費者被害を防ぐには、消費者教育や若者の社会における自立を促す教育が極めて重要です。

実務的な消費者教育はもちろん重要ですが、そのベースとして自ら考え判断する力を身に付けることはより重要です。

しかし若者の自立やその意識が高まっているかと言えば、残念ながら、そうになって、いないと思います。

教育には時間が掛かります、一言で言って「間に合っていない」ということです。

施行までの4年間で国民の意識に浸透させる道筋は、全く見えていません。

さらに、消費者被害以外の懸念も払拭されていません。

子供の養育費の支払期間は、成年ではなく成熟が基準であるはずですが、成年年齢引下げで18歳までの支払いがスタンダードになってしまう懸念があります。

これは、大学進学などを含めた、人生の選択を困難にするなど、子供の人生設計を直撃しかねません。

また子供たちが児童養護施設に入所していることができる延長可能な上限年齢も、現在

20歳が根拠の一つに「成年」をあげている以上、民法改正により20歳から18歳に引き下げられてしまう懸念が払拭しきれません。

さらに成年年齢の引下げが、少年法の適用対象年齢の引下げへとつながる懸念、あるいは利用される懸念もあります。

これらに対する政府の答弁も、到底十分なものとは言えませんでした。

以上の理由から、見切り発車で成年年齢引下げを認めることは、若者の人生の選択肢を広げるどころか、狭めることになりかねず、立憲民主党は、拙速で議論が尽くされていない成年年齢の引下げに、反対いたします。

最後に、安倍・自公政権の基本姿勢について、一言苦言を申し上げます。

各種世論調査のどれを見ても、いわゆるモリカケ問題をめぐる安倍総理の説明に、大半の国民は全く納得しておりません。

当たり前です。

例えば、総理は昨日も、「伝聞の伝聞だ」などとあの愛媛文書を揶揄しましたが、総理ご自身の答弁こそ、「昭恵夫人に私が聞いた」などと、まさにこれこそ「伝聞」の類いであって、文書が残っている事実への反証とは全くなっていません。

では、どうすれば良いか。簡単です。

中村愛媛県知事もいみじくも仰っておられるように、然るべき場で、関係者から直接話を聞けば良いだけの話です。

私たち野党が揃って、加計理事長、昭恵総理夫人をはじめとした関係者の証人喚問、参考人招致を求めているのは、この問題をすっきり解決させたいからに他なりません。

なにゆえ与党の皆さんが、今に至るまでかたくなにこれを拒否するのか、全くもって理解に苦しみます。

まだ何か隠したいことでもあるのですか。

何かやましいことでもあるのですか。

安倍総理をはじめとする政府・与党の皆さんの猛省を強く促し、討論を終わります。

ご清聴、有り難うございました。